

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文 目次

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（第一条関係）	1
○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第二条関係）	15
○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（第二条関係）	16
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第二条関係）	17
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（第一条関係）	18
○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（第三条関係）	19
○原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）（第四条関係）	20

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">放射性同位元素等の規制に関する法律施行令</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 放射性同位元素等の定義（<u>第一条</u>―<u>第二条</u>）</p> <p>第二章 許可の申請及び届出（<u>第三条</u>―<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等（<u>第十一条</u>―<u>第二十条</u>の四）</p> <p>第四章 登録認証機関等（<u>第二十一条</u>―<u>第二十九条</u>の二）</p> <p>第五章 雑則（<u>第三十条</u>・<u>第三十一条</u>）</p> <p>第六章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等（<u>第三十二条</u>―<u>第三十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（放射性同位元素）</p> <p>第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。第二十条の三第二号及び第二十条の四第一号を除き、以下「法」という。）第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一～五 （略）</p>	<p style="text-align: center;">放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一章 放射性同位元素等の定義（<u>第一条</u>・<u>第二条</u>）</p> <p>第二章 許可の申請及び届出（<u>第三条</u>―<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 放射性同位元素装備機器の設計の認証等（<u>第十一条</u>―<u>第二十条</u>の四）</p> <p>第四章 登録認証機関等（<u>第二十一条</u>―<u>第二十九条</u>）</p> <p>第五章 雑則（<u>第三十条</u>・<u>第三十一条</u>）</p> <p>第六章 外国船舶に係る担保金等の提供による積放等（<u>第三十二条</u>―<u>第三十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（放射性同位元素）</p> <p>第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（第二十条の三第二号及び第二十条の四第一号を除き、以下「法」という。）第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一～五 （略）</p>

(特定放射性同位元素)

第一条の二 法第二条第三項に規定する政令で定める特定放射性同位元素は、放射性同位元素であつて、その種類及び密封の有無に
応じて原子力規制委員会が定める数量以上のものとする。

(放射線発生装置)

第二条 法第二条第五項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置(その表面から十センチメートル離れた位置における最大線量当量率が原子力規制委員会が定める線量当量率以下であるものを除く。)とする。

一 八 (略)

(都道府県公安委員会への届出を要する場合)

第十七条 法第十八条第五項に規定する政令で定める場合は、放射線障害を防止して公共の安全を確保するための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として内閣府令で定めるものを運搬する場合とする。

(工場等における特定放射性同位元素の防護のための措置を要する場合)

第十九条の二 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める場合は、工場又は事業所において特定放射性同位元素の使用、保管、運搬又は廃棄(廃棄物埋設を除く。)をする場合とする。

(工場等の外における特定放射性同位元素の運搬に関する読替え)

第十九条の三 法第二十五条の五の規定により法第十八条の規定を適用する場合における第十六条から第十八条までの規定の適用については、第十六条中「放射線障害の防止」とあるのは「放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護」と、第十七条及び第十八条第三号中「放射線障害を防止して」とあるのは「放射線障

(新設)

(放射線発生装置)

第二条 法第二条第四項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置(その表面から十センチメートル離れた位置における最大線量当量率が原子力規制委員会が定める線量当量率以下であるものを除く。)とする。

一 八 (略)

(都道府県公安委員会への届出を要する場合)

第十七条 前条の規定は、法第十八条第五項に規定する政令で定める場合について準用する。

(新設)

(新設)

害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して」とする。

(許可届出使用者等とみなす許可取消使用者等)

第二十条の二 法第二十八条第七項の規定による法第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十五条の三から第二十五条の七まで、第二十五条の九、第二十七条第三項、第二十九条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十一条の二から第三十三条の三まで、第三十八条の二から第三十八条の四まで、第四十二条、第四十三条の二、第四十八条の二並びに別表第三から別表第五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とみなす。

一 (略)

二 許可取消使用者等であつて従前の表示付認証機器届出使用者に係るもの 表示付認証機器届出使用者(法第二十四条、第三十一条の二から第三十三条まで及び第三十八条の四の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する場合にあつては、表示付認証機器使用者)

三 五 (略)

(廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素等を核燃料物質等とみなして適用する法令)

第二十条の三 法第三十三条の二に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 放射性同位元素等の規制に関する法律

三 (略)

四 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)

五 (略)

(許可届出使用者等とみなす許可取消使用者等)

第二十条の二 法第二十八条第七項の規定による法第十六条から第十九条の二まで、第二十四条、第二十五条の二第一項から第三項まで、第二十七条第三項、第二十九条第八号、第三十条第九号及び第十号、第三十条の二、第三十一条の二から第三十三条の三まで、第四十二条、第四十三条の二並びに別表第三から別表第五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とみなす。

一 (略)

二 許可取消使用者等であつて従前の表示付認証機器届出使用者に係るもの 表示付認証機器届出使用者(法第二十四条及び第三十一条の二から第三十三条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。))を適用する場合にあつては、表示付認証機器使用者)

三 五 (略)

(廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素等を核燃料物質等とみなして適用する法令)

第二十条の三 法第三十三条の二に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

三 (略)

四 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)

五 (略)

（濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う
法令）

第二十条の四 法第三十三条の三第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

一 放射性同位元素等の規制に関する法律

二 〇十（略）

十一 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令

十二（略）

（登録認証機関等の登録の更新）

第二十一条 法第四十一条の二第一項（法第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四、第四十一条の四十六及び第四十一条の四十六において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

（登録運搬方法確認機関の登録等に関する読替え）

第二十四条 法第四十一条の二十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 （略）	読み替えられる字句 （略）	読み替える字句 （略）
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の十 九の二並びに第 四十一条の二十 において準用す る第四十条及び 前条第二項
第四十一条の十	第四十一条第一項各 号のいずれか	第四十一条の十 九の二各号のい ずれか

（濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う
法令）

第二十条の四 法第三十三条の三第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。

一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

二 〇十（略）

十一 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令

十二（略）

（登録認証機関等の登録の更新）

第二十一条 法第四十一条の二第一項（法第四十一条の十六、第四十一条の十八、第四十一条の二十、第四十一条の二十二、第四十一条の二十四、第四十一条の二十六、第四十一条の三十、第四十一条の三十四及び第四十一条の四十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

（登録運搬方法確認機関の登録等に関する読替え）

第二十四条 法第四十一条の二十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 （略）	読み替えられる字句 （略）	読み替える字句 （略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

(登録運搬物確認機関の登録等に関する読替え)
第二十五条 法第四十一条の二十二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の二 十一の二並びに 第四十一条の二 十二において準 用する第四十条 及び前条第二項 第四十一条の二 十一の二各号の いずれか
第四十一条の十	第四十一条第一項各 号のいずれか	第四十一条の二 十一の二各号の いずれか

(登録試験機関の登録等に関する読替え)
第二十七条 法第四十一条の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の二 十八並びに第四 十一条の三十に おいて準用する 第四十条及び前 条第二項

(登録資格講習機関の登録等に関する読替え)
第二十八条 法第四十一条の三十四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(登録運搬物確認機関の登録等に関する読替え)
第二十五条 法第四十一条の二十二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

(登録試験機関の登録等に関する読替え)
第二十七条 法第四十一条の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の二 十八並びに第四 十一条の三十に おいて準用する 第四十条及び第 四十一条第二項

(登録資格講習機関の登録等に関する読替え)
第二十八条 法第四十一条の三十四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の三十二並びに第四十一条の三十四において準用する第四十条及び前条第二項

(登録放射線取扱主任者定期講習機関の登録等に関する読替え)
第二十九条 法第四十一条の四十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の三十六並びに第四十一条の四十において準用する第四十条及び前条第二項
第四十一条の十一及び第四十一条の十二第三号	設計認証等のための審査	放射線取扱主任者定期講習
(略)	(略)	(略)
第四十一条の十二第三号	認可を受けた設計認証業務規程	届け出た同項に規定する放射線取扱主任者定期

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の三十二並びに第四十一条の三十四において準用する第四十条及び前条第二項

(登録定期講習機関の登録等に関する読替え)
第二十九条 法第四十一条の四十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第四十一条の二第二項	前二条	第四十一条の三十六並びに第四十一条の四十において準用する第四十条及び前条第二項
第四十一条の十一及び第四十一条の十二第三号	設計認証等のための審査	定期講習
(略)	(略)	(略)
第四十一条の十二第三号	認可を受けた設計認証業務規程	届け出た定期講習業務規程

(略)	(略)	講習業務規程
-----	-----	--------

(登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の登録等に関する読替え)

第二十九条の二 法第四十一条の四十六の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定 第四十条	読み替えられる字句 前条	読み替える字句 第四十一条の四十一
第四十一条第二項、 第四十一条の二第一 項及び第四十一条の 十四第二項	第十二条の二第二項	第三十八条の三 において準用す る第三十六条の 二第二項
第四十一条の二第二 項	前二条	第四十一条の四 十二並びに第四 十一条の四十六 において準用す る第四十条及び 前条第二項
第四十一条の十一及 び第四十一条の十二 第三号	設計認証等のための 審査	第四十一条の四 十一に規定する 特定放射性同位 元素防護管理者 定期講習
第四十一条の十二第 二号	第四十一条の四、第 四十一条の六、第四 十一条の七第一項又 は次条	第四十一条の四 十五又は第四十 一条の四十六に おいて準用する 第四十一条の四 、第四十一条の

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

第四十一条の十二第三号	第四十一条の五第一項 認可を受けた設計認 証業務規程	第七項若しくは 第四十一条の四 十四第一項
第四十一条の十二第四号	第四十一条の五第三項、第四十一条の八第二項、第四十一条の十又は前条	第四十一条の四十六において準用する第四十一条の十又は前条

第五章 雑則

(放射線検査官の定数及び資格)

第三十条 放射線検査官の定数は、五十人とする。

2 放射線検査官は、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

(手数料)

第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一 法第三条第一項本文又は第四条の二第二項の許可を受けようとする者	十七万九千百円(電子申請等(行政手続等における情報通信の技術)の利用に関する法律)平成十四年法律第百五

第五章 雑則

(放射線検査官の定数及び資格)

第三十条 放射線検査官の定数は、二十二人とする。

2 放射線検査官は、放射線障害の防止について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

(手数料)

第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一 法第三条第一項本文又は第四条の二第二項の許可を受けようとする者	十七万九千百円(電子申請等(行政手続等における情報通信

<p>二 法第十条第二項又は第十一条第二項の許可を受けようとする者</p>	<p>十一号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。) による場合に於ては、十七万七千八百円)</p>
<p>三 法第十二条の二第一項又は第二項の認証を受けようとする者</p>	<p>九万六千六百円(電子申請等による場合に於ては、九万六千六百円)</p>
<p>四 施設検査を受けようとする者 イ 貯蔵施設若しくは廃棄物貯蔵施設(以下「貯蔵施設等」という。)であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線(エックス線を除く。以下同じ。)の有するエネルギーが一ギガ電</p>	<p>五十二万八千八百円</p>

<p>二 法第十条第二項又は第十一条第二項の許可を受けようとする者</p>	<p>の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号) 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。) による場合に於ては、十七万七千八百円)</p>
<p>三 法第十二条の二第一項又は第二項の認証を受けようとする者</p>	<p>九万六千六百円(電子申請等による場合に於ては、九万六千六百円)</p>
<p>四 施設検査を受けようとする者 イ 貯蔵施設若しくは廃棄物貯蔵施設(以下「貯蔵施設等」という。)であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線(エックス線を除く。以下同じ。)の有するエネルギーが一ギガ電</p>	<p>二十万八千八百円</p>

<p>五 定期検査を受けようとする者</p> <p>イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た</p>	<p>二 その他の者</p> <p>ハ 法第十条第二項又は第十一条第二項の許可を受けてその位置等の変更をした使用施設等又は廃棄物詰替施設等の使用をしようとする者</p>	<p>ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上下限数量に百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものを使用しようとする者（ハに該当するものを除く。）</p>	<p>三十四万七千七百円</p> <p>二十四万八千三百円</p> <p>五十二万千八百円</p>
---	--	---	---

<p>五 定期検査を受けようとする者</p> <p>イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た</p>	<p>二 その他の者</p> <p>ハ 法第十条第二項又は第十一条第二項の許可を受けてその位置等の変更をした使用施設等又は廃棄物詰替施設等の使用をしようとする者</p>	<p>ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものを使用しようとする者（ハに該当するものを除く。）</p>	<p>五十二万千八百円</p> <p>三十四万七千七百円</p> <p>二十四万八千三百円</p> <p>二十四万八千三百円</p>
---	--	--	--

<p>数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用をしようとする者</p>	<p>ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されてはいない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上下限数量に百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものを使用しようとする者</p>	<p>ハ その他の者</p>	<p>六 定期確認を受けようとする者</p>	<p>イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用を</p>	<p>三十四万七千七百円</p>	<p>二十四万八千三百円</p>	<p>五十一万八千六百円</p>
--	---	----------------	------------------------	--	------------------	------------------	------------------

<p>数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用をしようとする者</p>	<p>ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されてはいない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものを使用しようとする者</p>	<p>ハ その他の者</p>	<p>六 定期確認を受けようとする者</p>	<p>イ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が十ペタベクレル以上、密封されていない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に百万を乗じて得た数量以上のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが一ギガ電子ボルト以上のものの使用を</p>	<p>五十二万八千八百円</p>	<p>三十四万七千七百円</p>	<p>二十四万八千三百円</p>
--	--	----------------	------------------------	--	------------------	------------------	------------------

<p>ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されてはいない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上下限数量に百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものを使用をしようとする者</p> <p>ハ その他の者</p>	<p>三十四万五千五百円</p> <p>二十四万六千八百円</p>
<p>七 運搬方法確認を受けようとする者</p>	<p>十四万二千三百円</p>
<p>八 運搬物確認を受けようとする者</p> <p>イ 法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下この項において「承認容器」という。）以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬しようとする者</p> <p>ロ 承認容器の使用により一ペタベクレルを超える放射性同位元</p>	<p>四十六万六千円（電子申請等による場合に於ては、四十六万四千九百円）</p> <p>十三万千円</p>

<p>ロ 貯蔵施設等であつて密封された放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が一ペタベクレル以上十ペタベクレル未満、密封されてはいない放射性同位元素にあつてはその貯蔵能力が下限数量に五十万を乗じて得た数量以上百万を乗じて得た数量未満のもの又は放射線発生装置であつてその発生する放射線の有するエネルギーが三十メガ電子ボルト以上一ギガ電子ボルト未満のものを使用をしようとする者</p>	<p>五十一万八千六百円</p> <p>三十四万五千五百円</p>
<p>ハ その他の者</p>	<p>二十四万六千八百円</p>
<p>七 法第十八条第二項の運搬方法確認を受けようとする者</p>	<p>十四万二千三百円</p>
<p>八 法第十八条第二項の運搬物確認を受けようとする者</p> <p>イ 法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性汚染物を運搬しようとする者</p> <p>ロ 承認容器の使用により一ペタベクレルを超える放射性同位元</p>	<p>四十六万六千円（電子申請等による場合に於ては、四十六万四千九百円）</p>

素を運搬しようとする者 ハ 承認容器の使用により一ペタ ベクレル以下の放射性同位元素 又は放射性汚染物を運搬しよ うとする者	十三万千円 三万三千円
九 法第十八条第三項の承認を受け ようとする者	六万六千五百円（電子 申請等による場合にあ つては、六万五千三百 円）
十 濃度確認を受けようとする者	五十一万五千九百円（ 濃度確認を受けようと する物の重量が二十ト ンを超える場合にあつ ては、五十一万五千九 百円に二十トン又は二 十トンに満たない端数 を増すごとに五万七千 百円を加えた額）
十一 法第三十三条の三第二項の認 可を受けようとする者	百四十三万百円（電子 申請等による場合にあ つては、百四十二万八 千八百円）
十二 法第三十五条第二項の第一種 放射線取扱主任者試験を受けよう とする者	一万三千五百円
十三 法第三十五条第三項の第二種 放射線取扱主任者試験を受けよう とする者	九千七百円
十四 法第三十五条第二項の第一種 とする者	十六万二千円

素を運搬しようとする者 ハ 承認容器の使用により一ペタ ベクレル以下の放射性同位元素 又は放射性汚染物を運搬しよ うとする者	十三万千円 三万三千円
九 法第十八条第三項の承認を受け ようとする者	六万六千五百円 （電子申請等による場 合にあつては、六万五 千三百円）
十 法第三十三条の三第一項の濃度 確認を受けようとする者	五十一万五千九百円（ 法第三十三条の三第一 項の濃度確認を受けよ うとする物の重量が二 十トンを超える場合に あつては、五十一万五 千九百円に二十トン又 は二十トンに満たない 端数を増すごとに五万 七千円を加えた額）
十一 法第三十三条の三第二項の認 可を受けようとする者	百四十三万百円（電子 申請等による場合にあ つては、百四十二万八 千八百円）
十二 法第三十五条第二項の第一種 放射線取扱主任者試験を受けよう とする者	一万三千五百円
十三 法第三十五条第三項の第二種 放射線取扱主任者試験を受けよう とする者	九千七百円
十四 法第三十五条第二項の第一種 とする者	十六万二千円

2	放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十萬九千七百円
(略)	十五 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十萬七千七百円
	十六 法第三十五条第四項の第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十萬七千七百円
	十七 放射線取扱主任者免状の交付又は再交付を受けようとする者	三千五百円（電子申請等による場合にあつては、三千三百円）
	十八 放射線取扱主任者定期講習を受けようとする者	二萬二千四百円
	十九 法第三十六条の三第一項の研修を受けようとする者	別に政令で定める額
	二十 特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けようとする者	二萬七千五百円
	二十一 法第三十八条の三において準用する法第三十六条の三第一項の研修を受けようとする者	別に政令で定める額

2	放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十六萬二千百円
(略)	十五 法第三十五条第三項の第二種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十萬九千七百円
	十六 法第三十五条第四項の第三種放射線取扱主任者講習を受けようとする者	十萬七千七百円
	十七 放射線取扱主任者免状の交付又は再交付を受けようとする者	三千五百円（電子申請等による場合にあつては、三千三百円）
	十八 法第三十六条の二第一項の講習を受けようとする者	二萬二千四百円
	十九 法第三十六条の三第一項の研修を受けようとする者 (新設)	別に政令で定める額 (新設)
	(新設)	(新設)

○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	貨物	地 域		貨物	地 域
	放射線同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	全地域		放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	全地域

改 正 案		現 行																			
<p>3 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放射性同位元素等の規制に関する法律第五十条</td> <td style="text-align: center;">前条及び次章</td> <td style="text-align: center;">前条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">読み替える法令の規定</td> <td style="text-align: center;">読み替えられる字句</td> <td style="text-align: center;">読み替える字句</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	放射性同位元素等の規制に関する法律第五十条	前条及び次章	前条	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する 場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>	<p>3 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十条</td> <td style="text-align: center;">前条及び次章</td> <td style="text-align: center;">前条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">読み替える法令の規定</td> <td style="text-align: center;">読み替えられる字句</td> <td style="text-align: center;">読み替える字句</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十条	前条及び次章	前条	読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する 場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。</p>
(略)	(略)	(略)																			
放射性同位元素等の規制に関する法律第五十条	前条及び次章	前条																			
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																			
(略)	(略)	(略)																			
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十条	前条及び次章	前条																			
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																			

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（危険物質等） 第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。 一～六 （略） 七 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一条に規定する放射性汚染物（同法第三十二条に規定する許可届出使用者等（同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）</p> <p>八～十一 （略）</p>	<p>（危険物質等） 第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。 一～六 （略） 七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一条に規定する放射性汚染物（同法第三十二条に規定する許可届出使用者等（同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）</p> <p>八～十一 （略）</p>

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇百五十三（略）</p> <p>百五十四 放射線同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）</p> <p>百五十五〇四百五十（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇百五十三（略）</p> <p>百五十四 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）</p> <p>百五十五〇四百五十（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（保安課） 第十八条 保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 一三 （略）</p> <p>（警備課） 第三十九条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するもののうち、核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に係るものに関すること。</p> <p>四 一三 （略）</p>	<p>（保安課） 第十八条 保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>五 一三 （略）</p> <p>（警備課） 第三十九条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するもののうち、核燃料物質の防護に係るものに関すること。</p> <p>四 一三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第四条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>二十五 原子力の研究、開発及び利用（第九条第二項第一号において「原子力利用」という。）における安全の確保に関すること。</p> <p>二十六 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術及び原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）による災害の防止に関すること。</p> <p>二十七 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術及び原子力事故による災害の防止に関すること。</p> <p>二十八・二十九（略）</p> <p>三十 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関すること。</p> <p>三十一・三十二（略）</p> <p>三十三 核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>三十四（略）</p> <p>（原子力規制部の所掌事務）</p> <p>第五条 原子力規制部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（長官官房の所掌事務）</p> <p>第四条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十四（略）</p> <p>二十五 原子力利用における安全の確保に関すること。</p> <p>二十六 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術、原子力事故による災害の防止及び核燃料物質の防護に関すること。</p> <p>二十七 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術、原子力事故による災害の防止及び核燃料物質の防護に関すること。</p> <p>二十八・二十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十・三十一（略）</p> <p>三十二 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>三十三（略）</p> <p>（原子力規制部の所掌事務）</p> <p>第五条 原子力規制部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p>

三 原子力事故の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に關すること。

第九條 (略)
(原子力安全人材育成センター)

2 原子力安全人材育成センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力利用における安全の確保に關する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における教育及び研究に係るものを除く。)

二 (略)
3 (略)

三 原子炉の運転等(原子力損害の賠償に關する法律(昭和三十年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に起因する事故(以下「原子力事故」という。)の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に關すること。

第九條 (略)
(原子力安全人材育成センター)

2 原子力安全人材育成センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力の研究、開發及び利用における安全の確保に關する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における教育及び研究に係るものを除く。)

二 (略)
3 (略)